

学校給食費の徴収等に関する条例について

条例制定までに時間を要している理由

- 1 現在の学校給食費は学校長口座で扱う「私会計」となっているため、各学校で徴収の取扱い方法に違いがある。

例：徴収月、徴収方法、口座振替日

児童・生徒以外の給食提供者への徴収方法など

- 2 現在の各学校で行われている取扱いを統一して、市全体の制度として条例、規則で定めていく必要があるが、様々な事例を考えながら現況との調整を図る必要がある。

例：就学援助申請中の取扱い

給食の提供を受けなかった場合の減額する時期

3月での精算方法など

- 3 各学校で行っている事務作業を教育委員会で行うようになるため、事務の効率性も考えながら、現行で行っていることと調整し制度設計を行う必要がある。

例：給食費を月額で定めるか年額で定めるか

給食費の納付期限を何日に定めるかなど

条例の検討にあたり、既に公会計化を行っている先進都市の条例や規則を参考とし、長崎市における現状に照らし整理を行ってきた。

今回の条例は、学校給食費の徴収等を定めるもので、いわば市民に対する負担のあり方を規定するものであることから、条例、規則に齟齬がないように規定関係資料も確認しながら、これらの規定の考え方やその方法などを検証のうえ進める必要があり、その数が80項目以上と非常に多かったことなどから時間を要している。

条例については一度制定されると容易に改正するべきものではないと考えており、慎重に議論して遺漏がないようすべきと考え、今回上程を見送ることとした。